

評議員候補者に関する細則

1. 日本ゲシュタルト療法学会規約Ⅲ-8・(2)による評議員の推薦及び立候補者について次の通りとする。
2. 本学会登録団体は評議員候補者を1名推薦できる。
3. 登録団体による推薦評議員候補者は評議員総数の50%以内とする。50%を超えての推薦があった場合は、選挙管理委員会で抽選を実施する。
4. 立候補者は、①医療・カウンセリング ②教育・アカデミー ③産業・研修 の3分野に分けて全会員から募ることとする。
5. 他薦がある場合は、当該者に推薦のあったことを告知し当該者からの立候補がなければ被選挙人にはしない。

附 則

1. 本細則は平成27年7月18日より施行する。
2. 本細則は一部を改訂し2018年7月14日より施行する。